

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成22年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成22年12月22日（水曜日） 午後2時から	坂出市室町2丁目2番2号 坂出市水道局3階大会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成22年12月14日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び坂出市都市建設部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

坂出都市計画道路の変更案の概要

1 坂出都市計画道路中3・3・9号富士見町線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3 ・ 3 ・ 9	富士見町線	坂出市 本町3 丁目	坂出市 花町	文京町 青葉町	約1,670m	地 表 式	4 車 線	27 m	幹線街路と 平面交差2 箇所 JR予讃線 と立体交差 1箇所

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び坂出市都市建設部都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。